

千葉県「強度行動障害支援者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成29年8月3日障発0803第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）の規定に基づき、行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受け入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができると知られている。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）事業を実施することとする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、千葉県又は千葉県知事（以下「知事」という。）が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した研修事業者（以下、「指定研修事業者」という。）とする。ただし、県は研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

（1）基礎研修

原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

（2）実践研修

基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。

4 研修の内容

標準的なカリキュラムは、別紙1（基礎研修）及び別紙2（実践研修）のとおりであり、この内容以上のものとする。なお、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することも差し支え無いものとする。

5 研修講師

（1）基礎研修

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者とする。

（2）実践研修

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。

6 修了証書の交付

- (1) 知事は、基礎研修修了者に対しては別紙3の様式、実践研修修了者に対しては別紙4の様式により、修了証書を交付するものとする。
- (2) 指定研修事業者は、基礎研修修了者に対しては別紙5の様式、実践研修修了者に対しては別紙6の様式により、修了証書を交付するものとする。

7 修了者名簿の管理

- (1) 指定研修事業者は研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、千葉県が自ら実施した研修の研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で千葉県の責任において一元的に管理するものとする。

8 実施上の留意点

(1) 研修における修了期間

①基礎研修

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

②実践研修

原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については4月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

- (2) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は基礎研修と、行動援護従業者養成研修課程は基礎研修及び実践研修と重なる内容があることから、それぞれ合同で開催のできるものであること。

- (3) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持について、厳格に行うこと。

(4) その他

ア 人権の尊重

受講者に対し、人権の尊重について理解させるように努めること。

イ 障害のある受講者への配慮

障害のある受講者に対しては、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙1)

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	6.5		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解	支援の基本的な考え方
			強度行動障害の状態
			行動障害が起きる理由
			障害特性の理解
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止
			家族の気持ち／実践報告
		③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援
		④チームプレイの基本	チームプレイの必要性
		⑤実践報告	児童期及び成人期における支援の実際
II 演習	5.5		
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順書に基づく支援の体験
		③強度行動障害の理解	困っていることの体験
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応
合計	12		

(別紙2)

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法
			障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法
			記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関（医療機関等）との連携
合計	12		

(別紙3)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修
(基礎研修) を修了したことを証します。

年 月 日

千葉県知事

〇〇 〇〇

(別紙4)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める強度行動障害支援者養成研修
(実践研修) を修了したことを証します。

年 月 日

千葉県知事

〇〇 〇〇

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が千葉県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)

代表 ○○ ○○

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が千葉県知事の指定を受けて行う強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了したことを証します。

年 月 日

(指定された事業者名)

代表 ○○ ○○